

定年前再任用短時間勤務職員等に係る住居手当の取扱いについて

 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る住居手当の取扱いについて、見直しを行う。

内 容

1 趣 旨

国との均衡等を踏まえ、高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する。

2 支給対象職員及び支給額

支 給 対 象 職 員	支 給 額
世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員のうち、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額27,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っているもの	月額 8,300円

3 改正を要する条例

○ 中央区職員の給与に関する条例（昭和27年2月中央区条例第2号）

4 施行予定日

令和7年4月1日